

## 愛知県福祉サービス第三評価事業 評価結果

### ①第三者評価機関名

一般社団法人 福祉サービス評価センター

### ②施設・事業所情報

名称： 恵の実「ステップくん」	種別： 放課後等デイサービス	
代表者氏名： 柳澤 友美	定員（利用人数）： 10名（14名）	
所在地： 愛知県豊川市市田町原山112番地		
TEL： 0533-65-9802		
ホームページ： <a href="http://enomi.ednet.jp/">http://enomi.ednet.jp/</a>		
【施設・事業所の概要】		
開設年月日： 平成23年4月1日		
経営法人・設置主体（法人名等）： 社会福祉法人 恵の実		
職員数	常勤職員： 6名	非常勤職員： 1名
専門職員	保育士 3名	
施設・設備の概要	浴室・洗面所・便所	
	相談室・静養室・機能訓練室	

### ③理念・基本方針

#### 【 法人の理念 】

一人ひとりの意欲を大切に、たくましく、かしこく、優しく育つことを願いながら、発達に弱さを持つ子どもも含め、0歳児から学童、大人まで共に育ち合う共同の子育てを目指します。

#### 【 基本方針 】

1. どんなに障がいが高くとも、人間の育つ道筋は同じです。ゆっくり丁寧に積み上げることを大切にしています。

2. 利用児童の自立への支援として、個別支援および恵の実っ子クラブ（学童クラブ）と連携した小学生との交流活動の中で、一人ひとりの発達に適した遊び・仲間・空間を提供していきます。

3. 子どもの健やかな育ちを支えるうえで「体験活動を通して賢さや生きる力を育てる」「人と交わる力を育てる」ことを大切にしています。

4. 職員と保護者が一緒になって子どもの育ちを支えていけるよう、大人が学ぶ機会を設け、家族支援をしていきます。

#### ④施設・事業所の特徴的な取組

1. 当事業所は愛知県東三河に位置する豊川市にあり、比較的温暖な気候で冬でも雪はほとんど降らない地域にある。近くには豊川市政50周年を記念して整備された赤塚山公園があり、市民の憩いの場として親しまれている。周辺は自然豊かな地域であり、法人が目指す「統合保育」の実践について保護者の期待に沿うよう、広い園庭を活用し展開している。
2. 事業所として、日々子どもたちから学びながら生活能力向上のために必要な支援を行っており、楽しく安心できる場所となるよう一人ひとりの発達や特性に応じた個別的支援を行っている。子どもたちは豊かな自然に恵まれた中で、集団遊びや散歩、おやつ作り、穴掘りや水遊び、農業体験など、仲間とともに様々な体験をしており、子ども同士の関わりの中で意欲や生きる力を育てている。赤塚山公園への散歩や外出支援でいろいろな所へ出かけており、長期の休みにはレクリエーションを計画し、様々な体験ができるサービスを行っている。
3. 人とのつながりを大切に新たな「人間関係の場」として関わりを増やし「楽しい」「うれしい」を大切に「自分でできる力」を伸ばし、笑顔と達成感を分かち合い人と交わる力を育てている。異年齢の集団の中で思いやりや我慢などの経験を通して、折り合いをつける力も高めている。

#### ⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和元年6月27日（契約日）～ 令和元年12月27日（評価決定日）  【令和元年9月6日（訪問調査日）】
受審回数 （前回の受審時期）	初回（平成 年度）

#### ⑥総評

##### ◇特に評価の高い点

1. 放課後等デイサービスの運営について、保護者との面談を通して適切な個別支援計画を作成するとともに、子どもの発達段階や特性に応じた課題を設定し「一人ひとりに合わせた療育」を行っている。また、家族支援として家庭での状況を確認しながら保護者の悩みに寄り添い、子育てを一緒に考えていける関係づくりを大切にしている。
2. 今年の4月に移転した新しい建物は木の香りが豊かで、高い天井と周囲の扉は全て開放が可能であり、周りの廊下も子どもにとっては楽しい建物である。芝生広場・トランポリン・手足の洗い場等外遊びを満喫した子どもたちが、その後に室内で走り回っても別室で安心して昼寝ができる環境も整備してある。
3. 同一法人の学童保育との交流を積極的に持ち、双方の事業所の親子たちが共有時間を過ごすことにより、育児・養育・療育への理解が生まれ、利用している子どもにとって社会性の基本である「自立・自律」を身につける良い機会となっている。

#### ◇改善を求められる点

1. 実効性のある中・長期計画を整備されたい。中・長期計画としては数値目標や収支を伴うものとし、より実効性のある内容を策定され、これをもとに年度ごとに目標を定め、中身の濃い事業を遂行されたい。単年度計画の策定に枠組みを示すためにも、具体的で実効性のある中・長期計画の策定を望みたい。

2. 研修計画の策定を含め人材育成は大きな課題の一つである。研修計画は策定されているものの、具体的な目標がないため職員が自己研鑽の見通しが立てにくい状況にある。法人として「期待する職員像」についてはイメージとして設定されており、職員の在るべき姿と果たすべき役割を明確にしている。そこに照準を当て、事業所の研修計画と職員個々の研修計画を策定し、より組織的な人材育成を図られたい。

3. 標準的な実施方法の文書化が望まれる。全般的にマニュアル・手順書の作成が行き届いていないところがあり、マニュアル・手順書は利用者サービスの安定はもちろん、新人職員への教育資料にもなり得るので、マニュアル・手順書の早急な整備が求められる。

#### ⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

これまで、支援を必要とする子どもたちへの療育内容や家族支援、学校との連携などに力を入れて取り組んできていましたが、そうした支援に対する実施記録の整備が不十分であったり、全般的なマニュアル・手順書の作成が行き届いていないなど、書類整備に対する不十分さに気づかされました。実施記録の整備については、第三者評価後に徐々に改善を図っていますが、マニュアルや手順書等についても、今後法人内また福祉事業所間で話し合いを持ち整備していきます。

また、日々の事業所運営を安定させることに一生懸命で、長期的見通しが明確になっていなかったり、地域の中での事業所の役割などに目を向けきれていなかったことも再認識をしました。今後、地域の現状にも目を向け、地域の中で事業所が果たせる役割を模索しながら中・長期計画を明確にし、事業所が掲げる理念が長く実現され続けていけるよう努めます。

職員の資質向上のため、研修機会を増やすこと、また職員それぞれの目標を明確にしていくことも今後の課題です。

今回の評価を真摯に受け止め改善を図っていくと共に、管理者を中心として組織運営についても見直しを行い、今後も客観的に自己点検をしながら、よりニーズに即したサービスが提供できるよう、職員間で検討をし合っていきます。

#### ⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

## 第三者評価結果

※すべての評価細目（65項目）について、判断基準（a・b・cの三段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する

### 評価対象 I 福祉サービスの基本方針と組織

#### I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果	
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。			
I-1-(1)-①	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	障1	a・ <b>b</b> ・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・理念・基本方針はホームページ等に、目指す方向・考え方がきめ細かく記載されている。保護者へは利用開始時に、職員へは採用時に説明をしておりそれぞれ周知されている。また、入口に掲示されている理念・基本方針は、文字が細かく小さい読みづらいというえに掲示場所が悪いので改善されたい。</li> <li>・利用者は全て法人内の「恵の実保育園」「ホップくん」の卒園児であり、基本方針などについては、保護者会など様々な機会を捉え周知しており理解度は非常に高いものがある。</li> </ul>			

#### I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果	
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。			
I-2-(1)-①	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	障2	a・ <b>b</b> ・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・厚生労働省や愛知県のホームページ等で情報を収集しており、放課後デイサービス共有会議、法人内の相談支援事業所からも情報を把握している。職員会議などで得られた情報・課題の分析等についての的確に行い得る組織的な対応を期待したい。</li> </ul>			
I-2-(1)-②	経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	障3	a・ <b>b</b> ・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今年度4月に新園舎が完成し、太陽の光と季節の風が入る大きな窓、裸足で歩くと気持ちが良い天然木の床など、工夫を凝らした園舎で新たな療育が始まったが、一方では、放課後等デイサービス事業における「ニーズや課題」が整理されておらず、今後の方針や運営について、優先順位や事業計画に沿った活動を期待したい。</li> </ul>			

#### I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果	
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。			
I-3-(1)-①	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	障4	a・b・ <b>c</b>
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法人として将来構想はあると思われるが、中・長期的なビジョンが打ち出されていないこともあって、事業所としての中・長期計画は策定に至っておらず、文書化されたものはない。</li> <li>・そんな中ではあるが新園舎の整備を行い、昨年度末には完成に結び付けたことは評価できる。今回、第三者評価を始めて受審したこの機会に自己評価や第三者評価に取り組んだことで、懸案となった重要事項や課題等について中・長期的な計画立案の取り組みを期待したい。</li> </ul>			
I-3-(1)-②	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	障5	a・b・ <b>c</b>
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業計画は前年度の事業報告をもとに、その結果を反映させた新年度の事業計画書として療育目標等を策定している。重点となる療育目標4点を中心に、それぞれに療育の内容と実施計画が作成されているが、責任者や到達点・数値目標、実施スケジュール等が明確になっておらず改善の余地がある。</li> </ul>			

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	障6	a・(b)・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>・事業計画の策定は、管理者が中心になり原案を作成したうえで職員会議で検討し作り上げている。事業計画に数値目標が設定されていないことから、事業報告での評価が曖昧なものとなっており、達成の可否あるいは達成の度合いを明確に示すためにも、事業計画及び療育の重点目標には可能な限り数値目標を設定して取り組むことが望ましい。組織的な取組を期待する。</p>		
I-3-(2)-② 事業計画は、利用者等に周知され、理解を促している。	障7	a・(b)・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>・事業計画の一部である「年間行事計画」は、年度初めに保護者に配付している。事業計画については契約時や契約更新時に説明を行っており、理解しやすいように個々に合わせた丁寧な説明を心がけている。</p> <p>・事業計画や療育目標の中には、保護者の協力を必要とするものもあることから、事業計画を分かりやすい資料にし理解しやすいよう工夫したうえで説明する機会を設けられたい。</p>		

#### I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
I-4-(1)-① 福祉サービスの質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	障8	a・(b)・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>・一昨年から厚生労働省通知の「ガイドライン」に基づく自己評価を実施し、その内容はホームページで公表している。今年度から、サービスの質の向上を目指し、第三者評価の受審に初めて取り組んでいる。</p> <p>・「職員による自己評価」及び「保護者等による事業所評価」の結果を踏まえ、職員全体で討議し項目ごとに評価を行っている。評価結果についての分析・検討は、組織として位置付けられてはいないが、「課題や改善すべき点」について認識をすり合わせている。会議の中で検討し結果を書面として残し、職員間で共有している。</p>		
I-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	障9	a・(b)・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>・厚生労働省通知の「ガイドライン」に基づく「事業者向け自己評価」「保護者等向け自己評価」からの改善目標や工夫については、職員会議等で振り返りを行いながら随時改善は行っている。管理者として、改善のための計画づくりに時間を割き、スピード感を持って職員や保護者の理解のもと継続的な改善活動の取組みに繋げていただきたい。</p>		

#### 評価対象Ⅱ 組織の運営管理

##### Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
Ⅱ-1-(1)-① 管理者は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	障10	a・(b)・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>・管理者はその役割・権限及び責任について文書化し表明はしてないが、管理者・職員ともに認識しており、「運営規程」において職種・員数及び職務内容を示している。</p> <p>・管理者不在時の権限移譲等については明文化されてはいないが、職員各々理解している。災害発生時など有事の際の役割と責任はマニュアル化され職員に周知されているが、権限の委任先についても明文化しておくことが望まれる。</p>		

II-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	障11	a・㉔・c
<コメント> ・管理者はコンプライアンスの重要性を認識しており、法令遵守に関する研修へ参加することにより運営に必要な知識の習得に努め、職員会議等で説明し周知を図っている。春休みには児童発達管理責任者による全職員対象に虐待防止の研修会を開いている。		
II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
II-1-(2)-① 福祉サービスの質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	障12	a・㉔・c
<コメント> ・厚生労働省通知のガイドラインの「保護者等向け自己評価」において、情報の共有、支援員の確保について、意見・要望が述べられている。保護者の意見等を踏まえ、支援の必要性の高い利用児が増える中で、限られた職員数で利用児や保護者が満足できるサービスを提供できるよう、管理者は療育内容や運営方法の改善を図るとともに業務の実行性を高めるために、率先垂範で職員を牽引しさらなる指導力を発揮していただきたい。		
II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	障13	a・㉔・c
<コメント> ・業務の実行性を高めるため、職員会議や事業所職員会議等により「必要な業務」「効率化を図る業務」を整理するとともに見直しを行っており、運営面では事務長の意見を参考にし検討を行っている。 ・業務改善を計画的に進めるため、個々の職員や会議で聴き取った意見・要望から改善の種を見出し、可能なものから改善につなげている。職員の意見を参考にし支援のプログラムを増やすなど、療育面での改善に着手している。		

## II-2 福祉人材の確保・育成

第三者評価結果		
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	障14	a・㉔・c
<コメント> ・人材の確保に関しては常に課題であり、現時点では専門性を有した人材確保を目指し、ホームページでの求人・専門学校や大学への求人を計画的に行えるようになってきた。 ・今後、中・長期計画を策定する中で将来的な必要人材について明文化し、慢性化している人材の不足を少しでも補充しようとする動きに弾みをつけ、将来の職員としての活用の道を探られたい。		
II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	障15	a・㉔・c
<コメント> ・法人として人事考課の制度は運用されておらず、人事管理として職員に「キャリアデザインシート」の記入・提出を求め、個人面談を年1回実施する機会を設け職員の意向を把握している。 ・給与面は「給与・賞与規程」に職位別の等級、資格手当等が示されている。評価や処遇における人事考課面は、個人面談・職場での行動・言動などで評価しているのが現状であり、評価基準等を明確にされることを期待する。人材確保の観点から、法人全体として非常勤職員の昇給制度についても検討されたい。		
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	障16	a・㉔・c
<コメント> ・職位や職種によって有給休暇の取りづらさはあるが「ワーク・ライフ・バランス」に配慮した職場及び安定した雇用関係の維持のために、勤務表作成時に職員の要望を確認したうえで、必要な休暇を取得できるよう配慮している。 ・働きやすい職場作りを目指して、個人面談を年1回実施する機会を設け職員の意向を把握しており、普段も相談しやすい雰囲気づくりを大切にしている。腰痛防止やメンタルヘルスなど、職員の心身の健康と安全の確保のために、相談窓口を設けるなどさらなる充実を期待したい。		

II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	障17	a ・ b ・ ㉔
<コメント> ・職員一人ひとりが「期待する職員像」を明確にすることや職員個々が目標設定する制度はなく、実施されていない。組織的な取組みとして、法人の他施設と協調する中で、専門職ならではの療育や保育の仕事へのやりがいを感じられる研修機会の確保及び研鑽に励んでいただきたい。		
II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	障18	a ・ ㉕ ・ c
<コメント> ・初任者研修を始め内部研修は定期的に行われている。また、療育方針が似た事業者との交流を通して学びを深めており、豊川市役所や愛知県から照会がある研修は、職員の意向を踏まえつつ研修の機会としている。少数の職場であるがゆえに受講がままならないと思われるが、可能な限り研修の機会を確保されよう努めていただきたい。		
II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	障19	a ・ ㉕ ・ c
<コメント> ・職員一人ひとりの状況に応じた外部研修への参加は少ないが、初任者研修を始め内部研修は確保されている。また、全員参加できるよう土曜日に研修を企画し参加しやすい配慮を行っている。 ・研修の受講者は「研修報告」を行うとともに、研修で得た知識や技術が療育現場で活かされているか確認する仕組みづくりを期待したい。		
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
II-2-(4)-① 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	障20	a ・ ㉕ ・ c
<コメント> ・これまでに実習生を受け入れる機会はなかったが、法人として「福祉系」「保育系」の実習生を受け入れる意思はあり、現在「実習生受入れマニュアル」の作成について検討している。受け入れ体制の整備も含め、今後の取組みに期待したい。		

### II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	障21	a ・ ㉕ ・ c
<コメント> ・運営の透明性を確保するための取組みとして、ホームページで理念・基本方針及び財務指標、活動内容並び厚生労働省通知の「ガイドライン」に基づく自己評価などについては情報公開が行われている。今までに苦情の事案がないとのことであるが、より事業運営の透明性を示すためには、苦情に関する情報が公開できるよう検討されたい。		
II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	障22	a ・ ㉕ ・ c
<コメント> ・財務については、税理士などの専門家による定期的な監査の実施及び指摘事項に基づいた改善を行っている。法人内部では、総括の位置付けで全事業所において全職員で年2回振り返りを行い、事業内容の確認と評価を行っている。内部監査や行政監査において大きな指摘事項はない。		

## II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果	
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。			
II-4-(1)-①	利用者との交流を広げるための取組を行っている。	障23	a・(b)・c
<コメント> ・事業所の基本方針で『仲間との実体験を重ね、生きる力を育てる』と謳っている。夏祭りは地域を対象として開催しており、卒所児や地域住民を招待し交流の機会を設けている。また、地域行事に参加したり、地域の活動にも参加を呼び掛けており、同法人の運営する「恵の実っ子クラブ」の児童との交流を日々行っている。			
II-4-(1)-②	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	障24	a・(b)・c
<コメント> ・ボランティアは希望があれば受け入れる体制はあるが、サービス提供時間が夕刻ということもありボランティアの希望は少ないが、職員OBや保護者など療育に理解のある方を主体に受け入れている。 ・今後、一般のボランティア受入れを見据えた「受け入れマニュアル」の作成は必須であり、法人全体としての取組として、マニュアルの作成を望む。			
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。			
II-4-(2)-①	福祉施設・事業所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	障25	a・(b)・c
<コメント> ・社会資源の情報として、子どもたちの通う学校、医療機関、児童相談所、相談支援事業所等が連携先として把握されており、職員が訪問や同行するにあたり課題の共有や解決のための話し合いを持つなど連携は整っている。			
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。			
II-4-(3)-①	地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	障26	a・(b)・c
<コメント> ・法人内にある相談支援事業所や他2施設を通じて支援を必要としている子どもや保護者からニーズを把握している。また、利用者を通じた学校との連携等により、地域の支援を必要としている子どもや保護者の状況を知る機会はある。職員が地域のリズムサークルヘリズム指導に出向き、その場で子育て相談に応えたり、気になるお子さんの療育につながるよう支援を行っている。			
II-4-(3)-②	地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	障27	a・(b)・c
<コメント> ・法人として、地域の保育園や事業所の職員向けに、子どもを理解するための発達の勉強会を1年に1回企画しており、会を重ねるごとに他の福祉事業所職員の参加も増えている。 ・同じ法人の相談支援事業所や他の相談事業所から地域の福祉ニーズを集めるとともに、豊川市内の事業所が集まる放課後デイサービス共有会議にできるだけ出席し、事業所として地域にも目を向けた役割が果たせるよう検討を進めていただきたい。			

## 評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

### Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果	
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。			
Ⅲ-1-(1)-①	利用者を尊重した福祉サービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	障28	a・(b)・c
<コメント> ・全ての利用児童が同一法人の「ホップくん」「恵の実保育園」からの継続利用者であり、その保護者は理念・基本方針を理解していると思われる。職員として、共通の理解を深めるために、毎週開催している会議・打ち合わせ会の中で研修等を行い、利用児童の尊重や基本的人権への配慮など、サービス提供についての基本姿勢保持に対する組織的な取組みが行われている。			

	Ⅲ-1-(1)-② 利用者のプライバシー保護等の権利擁護に配慮した福祉サービス提供が行われている。	障29	a ・ ㉞ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>・ 利用児童の権利擁護に関する規程が現状では、十分に整備・活用されていないと思われる。同じ敷地内で別の事業も行われており、当事業所以外の利用者や一般の方の出入りもあり、事業所としての工夫や改善が必要である。職員の研修や支援内容等に活かすため「マニュアル」は必要であり、法人として検討のうえ早急に作成されたい。</p>			
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。			
	Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	障30	a ・ ㉞ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>・ パンフレット等を広く配付することや公共施設への設置は行っていないが、ホームページで法人・事業所としての理念・基本方針・活動内容等を公開している。</p> <p>・ 利用児童については、同一法人の「児童発達支援事業所」からの照会が殆どを占めている。直接訪問を受けた利用希望者や電話による照会については、個別に丁寧な対応をし、必要に応じ体験利用を実施するなどのプロセスを踏んでいる。スムーズな利用につなげるためには詳細な受付処理簿の作成が望まれる。</p>			
	Ⅲ-1-(2)-② 福祉サービスの開始・変更にあたり利用者等にわかりやすく説明している。	障31	a ・ ㉞ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>・ サービスの開始にあたっては、事業所の基本情報や療育方針等について保護者へ理解を求めため、書面を使用しながら丁寧に説明し、利用の決定ができるよう取り組んでいる。実際の療育の様子や療育をする中で成長してきた子どもの様子などについて映像を使い、療育のイメージを持ってもらっている。</p> <p>・ サービスの変更については、保護者と面談をしたうえで変更の意図や変更後の方針を説明し、今後の見通しをもって決定できるように対応している。</p>			
	Ⅲ-1-(2)-③ 福祉施設・事業所の変更や家庭への移行等にあたり福祉サービスの継続性に配慮した対応を行っている。	障32	a ・ ㉞ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>・ サービスを終了する利用児については、支援が途切れないように児童発達支援管理者の責任で支援記録等を書面に纏めるとともに、次の相談支援事業所の紹介や他事業所の紹介・引継を行っている。他の事業者と情報共有の機会を設け、文書で引継ぎを図るなど支援の継続性に関して高い意識が感じられる。</p>			
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。			
	Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	障33	a ・ ㉞ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>・ 昨年度より厚生労働省のガイドラインで義務化された「事業者向け自己評価」「保護者等向け自己評価」を実施し、ホームページで情報として公開している。</p> <p>・ 法人内各事業所の保護者は毎年茶話会を開催し、親支援の工夫、事業所への改善課題などを話し合う機会としている。また、定期的な個人面談において保護者から支援内容や運営への意見・意向を確認しているが、当事業所単独で懇談会を開催し情報を共有したいとの意向を持っている。</p>			
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。			
	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	障34	a ・ ㉞ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>・ 契約時において、保護者に対し「重要事項説明書」をもとに、苦情解決体制の仕組みや第三者委員・苦情受付機関の相談窓口があることを丁寧に説明している。</p> <p>・ 今までに苦情として取り上げられた事案はないとのことであるが、保護者が事業所に来所する機会が限定的であるため、事業所内への掲示や契約時における説明のみで良いか問題意識を持っていただきたい。</p>			

Ⅲ-1-(4)-② 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、利用者等に周知している。	障35	a ・ ㉞ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 昨年度より厚生労働省通知のガイドラインによる「保護者等向け自己評価」を実施し、その中で得た意見・要望・提案等について事業所として改善に取り組んでいる。</li> <li>・ 日常的には、毎日来所する保護者の相談・困りごとについて、積極的に話しかける努力を行っている。口頭での働きかけは行っているが、相談の方法や相手を選択できることなどを説明した文書はなく改善を図りたい。</li> </ul>		
Ⅲ-1-(4)-③ 利用者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	障36	a ・ ㉞ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員に変更が生じても継続性のある対応を堅守することが必要と考えられる。相談や意見の把握について組織的に対応する仕組みを作るとともに、対応マニュアルを整備されたい。</li> <li>・ 職員間のコミュニケーションは緊密に行われているが、忙しく相談時間が得られない保護者や個々の利用者の声を聞くため、状況に応じた柔軟な対応を取るとともに、玄関入口付近への意見箱の設置を検討されたい。</li> </ul>		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	障37	a ・ ㉞ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法人で「事故発生防止のための委員会」が年1回以上開催され管理者が出席している。事業所単位で会議は開催されておらず、日々の打ち合わせがその役割を果たしており、法人内各事業所で挙げられたヒヤリハット等について、法人全体の職員会議で共有することにより事故防止につなげている。</li> <li>・ 職員の安心安全への意識は高いものがあり、その取組みについては評価できるが、収集した事案が的確に要因分析され、再発防止を含め予防的措置に進展していくことを期待する。</li> </ul>		
Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における利用者の安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	障38	a ・ ㉞ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法人全体で感染症対策に取り組んでいるものの、組織的な感染症対策は急務である。まずは、保健医療者の助言や指導によるマニュアルを作成し、職員も含めガイドラインで示されているよう利用者・保護者と共有することを望みたい。感染症の予防措置や発生時の対応に関する研修を行い、資質向上とともに共有されることを望む。</li> </ul>		
Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における利用者の安全確保のための取組を組織的にしている。	障39	a ・ ㉞ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法人の防災体制として「非常災害対策計画」を整備し、災害時の対応と体制を定めている。法人全体で自衛消防組織を編成し、自衛消防隊長のもとに班長が配置されており年1回避難訓練を実施している。災害時の体制については、利用児のみでなく保護者等も含めた「児童引渡し訓練」などの在り方を検討されたい。</li> </ul>		

### Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(1)-① 提供する福祉サービスについて標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	障40	a ・ ㉞ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 標準的な実施方法とは、サービス実施時の留意点や事業所の環境に応じた手順など、職員として誰もが必ず行わなくてはならない基本的なことを確認し共有化することで、職員の違いによるサービスの水準や内容の差異をなくし一定の実施方法を示すものである。サービス提供に必要な標準的対応マニュアルや目的に合わせた手順書は事業所として必要なものであり、現時点では整備されていない部分もあるので作成について検討されたい。</li> </ul>		

Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	障41	a ・ ㉔ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 標準的な対応マニュアルは未整備だが、個別面談や保護者の集まりで出た意見・要望は月会議・週の打合わせ時に検証し見直しを行っている。また、保護者向けアンケート調査の意見に対する対応について検討したうえで、自己評価として情報公表システムへ掲載し公表している。</li> <li>・ 標準的な実施方法について早急に文書化を進めるとともに、見直しが組織的に行われるよう時期やその方法をルール化されたい。</li> </ul>		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別支援計画を適切に策定している。	障42	a ・ ㉔ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童発達支援管理責任者は、利用児の有する能力や置かれている環境等の評価に基づいて課題等を把握したうえで、放課後等デイサービス計画を作成しており、保護者の意向を取り入れ同意を得て交付している。</li> </ul>		
Ⅲ-2-(2)-② 定期的に個別支援計画の評価・見直しを行っている。	障43	a ・ ㉔ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 作成済の放課後等デイサービス計画は必ず職員間で共有し、適宜、モニタリングを行うとともに、少なくとも6か月に1回以上は計画の見直しを行っている。</li> <li>・ 新しく利用開始した児童や困難ケースは2～3か月に見直しを行い、その後保護者との面談で確認し修正を行っている。また、必要に応じてモニタリング時期を待たず見直しを行っている。</li> </ul>		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
Ⅲ-2-(3)-① 利用者に関する福祉サービス実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	障44	a ・ ㉔ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 週に1回、ケース会議・職員会議を行い情報の共有化は図られており、緊急性のある事案は引継ぎや申し送り時に会議を開き対応している。記入方法が統一されておらずバラツキが見られるので「記録要領」を作成するとともに、詳細な会議録を残すなど職員への指導について、工夫を加えるなど改善が望まれる。</li> </ul>		
Ⅲ-2-(3)-② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。	障45	a ・ ㉔ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個人情報の取得や記録の保管については契約書及び重要事項説明書に明記し、保護者には年1回説明しており、利用児等の情報は事務所内の施錠できる保管庫で管理されている。</li> <li>・ 職員は、入職時に守秘義務に関する誓約書を提出しているが、最初だけではなく定期的に繰り返すなど研修機会の確保が望まれる。法人として「文書管理規程」はあるものの、個人情報の扱いについて管理者・児童発達支援管理責任者を中心に、より理解を深めるための研修の開催を期待したい。</li> </ul>		

#### A-1 利用者の尊重と権利擁護

		第三者評価結果
A-1-(1) 自己決定の尊重		
A-1-(1)-① 利用者の自己決定を尊重した個別支援と取組を行っている。	障46	a ・ ㉔ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用者の主体性を尊重する個別支援について、利用児一人ひとりの特性や課題を考慮するとともに、その時々状況を理解しながら柔軟多様な方法で個別に対応している。</li> </ul>		

A-1-(2) 権利侵害の防止等

A-1-(2)-① 利用者の権利侵害の防止等に関する取組が徹底されている。	障47	a ・ ㉔ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法人として虐待防止マニュアルを整備し、重要事項説明書で保護者へは説明しており、受付防止担当責任者・受付担当責任者ともども虐待防止に取り組んでいる。</li> <li>・ 虐待防止の研修は実施されておらず、虐待通報の手順等も含め職員の理解を深める働きかけが不十分であり、現場レベルに文書や具体的な指示が出されるには至っていない。組織的な取組みとして権利侵害防止等に関する研修を計画のもとに実施されたい。</li> </ul>		

A-2 生活支援

		第三者評価結果
A-2-(1) 支援の基本		
A-2-(1)-① 利用者の自律・自立生活のための支援を行っている。	障48	a ・ ㉔ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当事業所が大切にしているものの一つとして「人と交わる力を育てる」がある。同一法人の公益事業「恵の実っ子クラブ」との交流事業について積極的に取り組んでおり、一人ひとりの発達に適した遊び・仲間・空間を提供し、世界の広がりを感じたり、仲間意識のめばえ等成長の良い機会を与えている。</li> </ul>		
A-2-(1)-② 利用者の心身の状況に応じたコミュニケーション手段の確保と必要な支援を行っている。	障49	a ・ ㉔ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ コミュニケーションの質を高めるための補完的手段の必要性について認識しており、コミュニケーションが難しい利用児には、その時々「伝えたい事」を表情などから察知し、会得したポイントを職員会議で共有したり保護者から聞き取りヒントにするなど、その対応策として研鑽に努めている。</li> <li>・ 今後は、アセスメントや放課後等デイサービス計画と連動させつつ、有効なコミュニケーション手段が充実していくことを期待したい。</li> </ul>		

A-2-(1)-③ 利用者の意思を尊重する支援としての相談等を適切に行っている。	障50	a ・ ㉔ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保護者の意見・要望を支援に活かしていくことは当然であり、潜在的な意向・要望を引き出すために相談や面談の機会を確保する必要がある。利用児の最善の利益を保障する観点から児童発達支援管理責任者を中心に、日頃支援に関わる職員が把握した相談等について情報を共有するとともに、必要に応じて関係機関との連携や協力を進めている。</li> </ul>		
A-2-(1)-④ 個別支援計画にもとづく日中活動と利用支援等を行っている。	障51	a ・ ㉔ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用児の自立への支援として「恵の実っ子クラブ」との交流があるが、このような取組は放課後等デイサービスでは稀で大きな特徴となっている。集団生活を通して療育を行い、利用児の希望を踏まえた多彩な活動メニューのもとでサービスを提供し、その経験が次の意欲へとつなげている。</li> </ul>		
A-2-(1)-⑤ 利用者の障害の状況に応じた適切な支援を行っている。	障52	a ・ ㉔ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 求められる療育状況は個別的であり、専門知識の習得と支援の向上を目的として豊川市等からの情報により研修へ職員を派遣し資質向上に努めている。職員が個別的に配慮した支援について、主体的に検討できるようにするには育成・教育の在り方について改善の余地が感じられる。支援に関わる職員の力量アップへ繋がられたい。</li> </ul>		

A-2-(2) 日常的な生活支援			
	A-2-(2)-① 個別支援計画にもとづく日常的な生活支援を行っている。	障53	a・⑥・c
<コメント> ・平日は夕刻からの支援のため食事の提供は行っておらず、休日は弁当を持参としている。日頃において学校終了後に来所した利用児は、10人の仲間と遊び・創作活動・軽スポーツ・リズム遊びなどの活動や仲間との実体験を重ね生きる力を会得している。			
A-2-(3) 生活環境			
	A-2-(3)-① 利用者の快適性と安心・安全に配慮した生活環境が確保されている。	障54	a・⑥・c
<コメント> ・同一敷地内に今年4月に新園舎が完成し、温かい木のぬくもりと高い天井、四方全ての扉は開放可能で周りは廊下、子どもたちはその開放感あふれる建物内で自由に楽しんでいる。機能訓練室は、快適な生活空間を確保しゆったりと過ごすことができるよう、可動式扉で個室に変更できるよう整備されている。			
A-2-(4) 機能訓練・生活訓練			
	A-2-(4)-① 利用者の心身の状況に応じた機能訓練・生活訓練を行っている。	障55	a・⑥・c
<コメント> ・機能訓練、生活訓練は特に行っていないが、個々の放課後等デイサービス計画による支援として、基本的な療育、日常生活や遊びの要素を含めた取り組みやすく工夫した訓練などを行っており、自立・自律などの社会性を身につける方法として生かされている。			
A-2-(5) 健康管理・医療的な支援			
	A-2-(5)-① 利用者の健康状態の把握と体調変化時の迅速な対応等を適切に行っている。	障56	a・⑥・c
<コメント> ・緊急時の対応は、運営規程・重要事項説明書に記述し保護者に周知しており、受診時は、豊川市民病院や協力医療機関へ協力を依頼している。職員は、毎年緊急対応に備え救急救命講習を受講している。 ・医療関係のマニュアルを作成するとともに、日頃の体調管理の状態や変化を把握し記録に残す仕組みを整え共有して頂きたい。また、緊急時に持出し可能な最小限のデータについて、ファイルしたものを作成したうえで個人ファイル等は別に保管されたい。			
	A-2-(5)-② 医療的な支援が適切な手順と安全管理体制のもとに提供されている。	障57	a・b・c
<コメント> 非該当			
A-2-(6) 社会参加、学習支援			
	A-2-(6)-① 利用者の希望と意向を尊重した社会参加や学習のための支援を行っている。	障58	a・⑥・c
<コメント> ・学習支援を主眼とした具体的な活動は行っていないが、利用児の自立への支援として「恵の実っ子クラブ」との交流がある。この交流活動は、双方の施設利用児の親子が互いに理解し合うために良い機会であり、利用児は社会性を学んでいる。			
A-2-(7) 地域生活への移行と地域生活の支援			
	A-2-(7)-① 利用者の希望と意向を尊重した地域生活への移行や地域生活のための支援を行っている。	障59	a・b・c
<コメント> 非該当			

A-2-(8) 家族等との連携・交流と家族支援		
A-2-(8)-① 利用者の家族等との連携・交流と家族支援を行っている。	障60	a ・ ⑥ ・ c
<コメント> ・ 事業所としては、利用児への支援だけでなく家族支援についても力を注ぐとともに、家族の心身の状態や就労の配慮などの個別事情を理解したうえで、必要に応じニーズに対する支援や助言を行っている。 ・ 保護者同士の関係づくりを大切にしており、他の保護者に配慮しつつ職員の方から声掛けや連絡を取り対応している。		
A-3 発達支援		
		第三者評価結果
A-3-(1) 発達支援		
A-3-(1)-① 子どもの障害の状況や発達過程等に応じた発達支援を行っている。	障61	a ・ ⑥ ・ c
<コメント> ・ 一人ひとりの障害の状況や発達段階に即した放課後等デイサービス計画のもと、個別活動・集団活動の双方向の視点での支援が進められている。 ・ 当事業所は10人という少人数ではあるが、年齢・心身の発達・障害の状況等が異なるため、学校との連携には力を入れており、利用児や保護者の様子によっては訪問したり、直接先生と話をすることも大切にしている。		

#### A-4 就労支援

		第三者評価結果
A-4-(1) 就労支援		
A-4-(1)-① 利用者の働く力や可能性を尊重した就労支援を行っている。	障62	a ・ b ・ c
<コメント> 非該当		
A-4-(1)-② 利用者に応じて適切な仕事内容等となるように取組と配慮を行っている。	障63	a ・ b ・ c
<コメント> 非該当		
A-4-(1)-③ 職場開拓と就職活動の支援、定着支援等の取組や工夫を行っている。	障64	a ・ b ・ c
<コメント> 非該当		